

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の
施行に伴い省令において定める内容（案）について

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医の離任時の衛生委員会等への報告

【平成29年建議2ア(ウ)】

- ・ 産業医の身分の安定性を担保し、職務の遂行の独立性・中立性を高める観点から、産業医が離任した場合には、事業者はその旨及びその理由を衛生委員会に報告することとするのが適当である。

事業者は、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならないものとする。

【建議に対応、要綱第二の一の1関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医の知識・能力の維持向上

【平成29年建議2ア(イ)】

- ・ 産業医は、産業医学に関する知識・能力の維持向上に努めなければならないこととすることが適当である。

産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならないものとする。

【建議に対応、要綱第二の一の3関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

【条文】
第十三条

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

第十三条の二

2 前条第四項の規定は、前項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、同条第四項中「提供しなければ」とあるのは、「提供するように努めなければ」と読み替えるものとする。

【平成29年建議1ア(ア)】

・ 産業医の選任が義務付けられている事業場については、事業者が異常等の所見のあった労働者に対して、産業医等からの意見を勘案して就業上の措置を行った場合はその内容を、行わなかった場合は行わなかった旨とその理由を産業医に情報提供しなければならないこととすることが適当である。

【平成29年建議2イ】

・ 事業者は、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供することが適当である。この必要な情報には、「休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報」や「労働者の健康管理のために必要となる労働者の業務に関する情報」等が含まれる。

- ① 既に講じた健康診断実施後の措置、面接指導実施後の措置若しくは労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置の内容に関する情報(これらの措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由)
- ② 休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、労働者の業務に関する情報であつて産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの

【以上、法律・建議に対応、要綱第二の一の4関係】

事業者は、上記②の該当労働者に対し、速やかに、当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならないものとする。

【要綱第二の二の2関係】

産業医等に対して提供する健康管理等に必要な情報等

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医等に対して提供する健康管理等に必要情報の提供方法

【条文】

第十三条

4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。

第十三条の二

2 前条第四項の規定は、前項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、同条第四項中「提供しなければ」とあるのは、「提供するように努めなければ」と読み替えるものとする。

・上記①に掲げる情報:

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、面接指導の結果についての医師からの意見聴取又は労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面接指導の結果についての医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。

・上記②に掲げる情報:

当該超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。

・上記③に掲げる情報:

産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

【法律に対応、要綱第二の一の5関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医が勧告しようとするときの事業者に対する意見の求め

【平成29年建議1ア(イ)】

・ 産業医が勧告を行う場合にあつては、事前にその内容を示し、事業者から意見を求めることとするとともに、産業医から勧告を受けた事業者は、その内容を衛生委員会に報告することとし、もつて、産業医の勧告が実質的に尊重されるようにしていくことが適当である。

産業医は、労働者の健康管理等について必要な勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、事業者の意見を求めるものとする。

【建議に対応、要綱第二の一の6関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医から
勧告を受け
たときの勧告
の内容等の
保存等

【平成29年建議3】

- ・ 産業医の勧告及び衛生委員会から事業者に対する意見並びにこれらを踏まえた事業者の措置の内容について事業者が記録し、保存することとすることが適当である。

事業者は、産業医から労働者の健康管理等について必要な勧告を受けたときは、以下の事項を記録し、これを三年間保存しなければならないものとする。

- ①当該勧告の内容
- ②当該勧告を踏まえて講じた措置の内容(措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)

【建議に対応、要綱第二の一の6関係】

事業者は、委員会の開催の都度、以下の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- ①委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容

【建議に対応、要綱第二の一の9関係】

- ②前号に掲げるもののほか、委員会における議事で重要なもの

【従前より保存義務あり】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医から
勧告を受け
たときの衛生
委員会等へ
の報告

【平成29年建議1ア(イ)】

- ・ 産業医が勧告を行う場合にあつては、事前にその内容を示し、事業者から意見を求めることとするとともに、産業医から勧告を受けた事業者は、その内容を衛生委員会に報告することとし、もって、産業医の勧告が実質的に尊重されるようにしていくことが適当である。

【条文】

第十三条

- 5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。
- 6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

労働者の健康管理等について必要な勧告を受けたときの衛生委員会又は安全衛生委員会への報告は、当該勧告を受けた後遅滞なく、行うものとする。

【法律に対応、要綱第二の一の7関係】

労働者の健康管理等について必要な勧告を受けたときの衛生委員会又は安全衛生委員会への報告事項は以下の事項とする。

①当該勧告の内容

【法律に対応、要綱第二の一の7関係】

②当該勧告を踏まえて講じた措置の内容及び講じようとする措置の内容及び講じない場合にあつては、その旨及びその理由)

【法律に対応、要綱第二の一の7関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

【平成29年建議2ウ(イ)】

- ・ 現場の労働者等からの情報収集、事業者や作業主任者等に対する意見、危機的緊急事態での現場で作業する労働者等への指示など、当該事業場の実情に応じて必要となる産業医の権限についてより具体化・明確化することが適当である。

参考：産業医の職務(安衛則)

第十四条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 二 法第六十六条の八第一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- 四 作業環境の維持管理に関すること。
- 五 作業の管理に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- 八 衛生教育に関すること。
- 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

産業医の権限の具体化

産業医の権限には、次の事項に関する権限が含まれるものとする。

- ①事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
- ②労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。
- ③労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

【建議に対応、要綱第二の一の8関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め

【平成29年建議2ウ(ア)】

- ・ 衛生委員会において、その委員である産業医が労働者の健康管理の観点から必要な調査審議を求めることができることとすることが適当である。

産業医は、衛生委員会又は安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができるものとする。

【建議に対応、要綱第二の一の10関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医等の
業務の内容
等の周知事
項

【条文】

(法令等の周知)

第101条

2 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

3 前項の規定は、第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業場について準用する。この場合において、前項中「周知させなければ」とあるのは、「周知させるように努めなければ」と読み替えるものとする。

【平成29年建議1ウ(イ)】

・ 事業者は、産業医等への健康相談の利用方法、産業医の役割、事業場における健康情報の取扱方法について、各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること、若しくは書面を労働者に交付すること、又は磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することにより、労働者に周知することが適当である。

- ①事業場における産業医等の業務の具体的な内容
- ②産業医等に対する健康相談の申出の方法
- ③産業医等による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法

【法律・建議に対応、要綱第二の一の11関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

産業医等の
業務の内容
等の周知方
法

【条文】

(法令等の周知)

第101条

2 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

3 前項の規定は、第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業場について準用する。この場合において、前項中「周知させなければ」とあるのは、「周知させるように努めなければ」と読み替えるものとする。

【平成29年建議1ウ(イ)】

・ 事業者は、産業医等への健康相談の利用方法、産業医の役割、事業場における健康情報の取扱方法について、各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること、若しくは書面を労働者に交付すること、又は磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することにより、労働者に周知することが適当である。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ②書面を労働者に交付すること。
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

【法律・建議に対応、要綱第二の一の11関係】

【1. 産業医・産業保健機能の強化に関する事項】

【条文】

(心身の状態に関する情報の取扱い)

第104条 事業者は、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態に関する情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

指針の公表
方法

当該指針の名称及び趣旨を官報に掲載するとともに、当該指針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行うものとする。

【法律に対応、要綱第一、要綱第二の一の12関係】

※ **じん肺法第三十五条の三第三項の事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針についても、同様の方法により公表するものとする。**

【2. 面接指導に関する事項】

医師による
面接指導の
対象となる労
働者の要件

【条文】

(面接指導等)

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者(次条第一項に規定する者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。以下この条において同じ。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

【平成29年建議(労働条件分科会)3(1)】

(1) 医師による面接指導

- ・ このため、長時間労働に対する健康確保措置として、労働安全衛生法第66条の8の面接指導について、現行では、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合のその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた者から申出があった場合に義務となっているが、この時間数を定めている省令を改正し、1か月当たり80時間超とすることが適当である。

左記建議のとおり定める。

【要綱第二の二の1関係】

研究開発業
務従事者に
対する医師
による面接
指導

【条文】

(面接指導等)

第六十六条の八の二 事業者は、その労働時間が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める時間を超える労働者(労働基準法第三十六条第十一項に規定する業務に従事する者(同法第四十一条各号に掲げる者及び第六十六条の八の四第一項に規定する者を除く。))に限る。)に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

【平成29年建議(労働条件分科会)1(2)③】

- ・ その際、当該業務に従事する労働者の健康確保措置として、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合のその超えた時間が1か月当たり100時間を超えた者に対し、医師による面接指導の実施を労働安全衛生法上義務づけることが適当である。

左記建議のとおり定める。

【要綱第二の二の3、4関係】

【2. 面接指導に関する事項】

労働時間の
状況の把握
方法等

【条文】

第六十六条の八の三 事業者は、第六十六条の八第一項又は前条第一項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者(次条第一項に規定する者を除く。)の労働時間の状況を把握しなければならない。

【平成29年建議3(2)】

(2)労働時間の客観的な把握

・ また、上記の面接指導(1(2)③の面接指導を含む。)の適切な実施を図るため、平成27年2月13日の当分科会報告にあるように、管理監督者を含む、すべての労働者を対象として、労働時間の把握について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を省令に規定することが適当である。その際、客観的な方法その他適切な方法の具体的内容については、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を参考に、通達において明確化することが適当である。

①労働時間の状況の把握方法は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とする。

②事業者は、①の記録を作成し、三年間保存するための必要な措置を講じなければならない。

【法律・建議に対応、要綱第二の二の5関係】